

令和4年1月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年1月27日(木曜日)午後1時30分～

2. 場 所 村民会館1階 ホール

3. 出席委員 16名

	2番 貞廣 誠也	3番 小松 優
4番 川田 忠宏	5番 関川 裕二	6番 都築 英明
7番 公文 基嗣	8番 高松 敏子	
10番 茂井 雅昭	11番 松本 勇	12番 岡村 和紀
13番 黒岩 正充	14番 石河 史成	15番 西笛 勤
16番 安岡 志乃	17番 清遠 典子	18番 山崎 一義

4. 欠席委員 2名

5. 事務局

事務局長	吉永 卓史
書記	松本 梓

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について（受付番号1～13）

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請 1件

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 1件

議案第4号 会長辞任に伴う選任について

議案第5号 その他

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 　　ただいまから 1 月定例会を開催します。本日の出席委員は 16 名で、欠席委員は 2 名です。出席委員 16 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は川田忠宏委員と関川裕二委員にお願いします。

議 長 　　第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について議題とします。

第 1 号議案 　　農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定。

　　受付番号 1 番

　　大字和食字大田 甲 5062 番、地目は田、面積 1,318 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R4 年 1 月 1 日から R13 年 12 月 31 日までの 10 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

　　受付番号 2 番

　　大字西分字石槌 甲 624 番、地目は田、面積 740 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。期間は R4 年 2 月 1 日から R14 年 2 月 1 日までの 10 年。作付けは水稻、賃借料は 0.5 俵/10a。

　　受付番号 3 番

　　大字西分字久保田 甲 5799 番、地目は田、面積 674 m<sup>2</sup>。譲渡人は安芸市赤野の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。期間は R4 年 1 月 1 日から R32 年 12 月 31 日までの 28 年。作付けは野菜、賃借料は 1 俵/10a。

　　受付番号 4 番

　　大字和食字麦尻 甲 4914 番、地目は田、面積 1,983 m<sup>2</sup>、甲 4913 番、地目は田、面積 1,272 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R4 年 1 月 1 日から R4 年 12 月 31 日までの 1 年。作付けは水稻、賃借料は 1 俵/10a。

　　受付番号 5 番

　　大字和食字ウルシタ 甲 5148 番 2、地目は田、面積 1,317 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は奈半利町の〇〇さん。期間は R4 年 1 月 1 日から R4 年 12 月 31 日までの 1 年。作付けはショウガ、賃借料は 30,000 円/10a。

受付番号6番

大字和食字藤田 甲 5238 番、地目は田、面積 1,565 m<sup>2</sup>。譲渡人は南国市下野田の〇〇 さん、譲受人は奈半利町の〇〇 さん。期間は R4 年 1 月 1 日から R4 年 12 月 31 日までの 1 年。作付けはショウガ、賃借料は 30,000 円/10a。

受付番号7番

大字和食字中入野 甲 2978 番 1、地目は田、面積 967 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村和食の〇〇 さん、譲受人は奈半利町の〇〇 さん。期間は R4 年 1 月 1 日から R4 年 12 月 31 日までの 1 年。作付けはショウガ、賃借料は 30,000 円/10a。

受付番号8番

大字和食字東入野 甲 2986 番 1、地目は田、面積 1,128 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村和食の〇〇 さん、譲受人は奈半利町の〇〇 さん。期間は R4 年 1 月 1 日から R4 年 12 月 31 日までの 1 年。作付けはショウガ、賃借料は 30,000 円/10a。

受付番号9番

大字和食字東入野 甲 2995 番 1、地目は田、面積 1,609 m<sup>2</sup>、甲 2995 番 2、地目は田、面積 826 m<sup>2</sup>の 2 筆の合計 2,435 m<sup>2</sup>の内 1,200 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村和食の〇〇 さん、譲受人は奈半利町の〇〇 さん。期間は R4 年 1 月 1 日から R4 年 12 月 31 日までの 1 年。作付けはショウガ、賃借料は 30,000 円/10a。

受付番号10番

大字西分字福原 甲 6082 番、地目は田、面積 3,529 m<sup>2</sup>の内 3,479 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村和食の〇〇 さん、譲受人は芸西村和食の〇〇 さん。期間は R4 年 1 月 15 日から R5 年 1 月 14 日までの 1 年。作付けは水稻、賃借料は米 1 俵/10a。

受付番号11番

大字西分字大久保 甲 5563 番、地目は田、面積 1,926 m<sup>2</sup>。譲渡人は高知市比島町の〇〇 さん、譲受人は芸西村西分の〇〇 さん。期間は R4 年 2 月 1 日から R14 年 1 月 31 日までの 10 年。作付けは水稻、賃借料は 5,000 円/10a。

受付番号12番

大字西分字大久保 甲 5571 番、地目は田、面積 2,991 m<sup>2</sup>。譲渡人は高知市北本町の〇〇 さん、譲受人は芸西村西分の〇〇 さん。期間は R4 年 2 月 1 日から R14 年 1 月 31 日までの 10 年。作付けは水稻、賃借料は 5,000 円/10a。

受付番号13番

大字和食字大本 甲 5545 番、地目は田、面積 1,879 m<sup>2</sup>、字中野神前 甲 5520 番、地目は田、面積 1,810 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村和食の〇〇 さん、譲受人は芸西村和食の〇〇 さん。期間は R4 年 1 月 1 日から R6 年 12 月 31 日までの 3 年。作付けはショウガ、賃借料は 2 俵/10a。

議 長

第 1 号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長           それではお謀りします。申し出のあった利用権設定 13 件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長           いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長           続きまして第 2 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について議題とします。

第 2 号議案     農地法第 3 条第 1 項の規程による許可申請について。  
受付番号 1 2 土地の所在は大字和食字下中筋 甲 5692 番、地目は田、転用面積は 841 m<sup>2</sup>。譲渡人は安芸市穴内の〇〇 さん、譲受人は芸西村和食の〇〇 さん。  
1 月 26 日 (水) に会長職務代理者、西笛勤委員、山崎一義委員、事務局にて現地確認。

議 長           第 2 号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。  
(質問なし)

議 長           それではお謀りします。第 2 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長           それでは第 2 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については許可いたします。

議 長           続きまして第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題とします。

第 3 号議案     農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請について。  
受付番号 5 土地の所在は大字馬ノ上字三長田 3820 番 1、地目は田、転用面積は 993 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村馬ノ上の〇〇 さん、譲受人は高知市南宝永町の〇〇 さん。一時転用で転用目的は、工事に伴う付属物の設置。

1月26日(水)に会長職務代理者、岡村悟委員、岡村和紀委員、事務局にて現地確認。

議 長 第3号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。  
(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請については許可いたします。

議 長 続きまして第4号議案 辞任に伴う会長の選任について議題とします。

第4号議案 辞任に伴う会長の選任について。

令和4年1月19日に吉永会長より芸西村農業委員会へ同日付けで病氣療養のため会長を辞任したいとの届出があり、同日受理いたしました。

現在、会長職に欠員が生じていますので後任者を選出するものです。なお、任期は令和5年7月19日までです。

※芸西村農業委員会規則第2条第3項「会長又は会長職務代理者が委員又はその職務を辞任すること等により欠員を生じたときは、その欠けるに至った日から10日以内に後任者を互選しなければならない。」

同第3条「会長及び会長職務代理者の任期は、委員の任期とする。」

議 長 それでは、会長の選出をしたいと思います。立候補、推薦はございませんか。ないようでしたら、事務局案により選任してよろしいでしょうか。

事務局案 会長 川田 忠宏さん

議 長 質問・意見のある方はお願いします。  
(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第4号議案 辞任に伴う会長の選任について原案のとおり決定することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長            それでは第 4 号議案 辞任に伴う会長の選任について決定いたします。

議 長            続きまして第 5 号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。

議 長            なければこれで 1 月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後 1 時 55 分)

議事録署名委員

\_\_\_\_\_  
川田 忠宏

議事録署名委員

\_\_\_\_\_  
関川 裕二